
使用料等の減免の判断基準に関する審議結果
答申

令和4年6月
益城町使用料等審議会

— 目 次 —

1. 審議の対象とする使用料等.....	1
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
2. 本審議会における検討の方針.....	2
① 益城町中期財政見通し.....	2
② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針.....	3
3. 答申.....	4
4. 審議を通しての審議会の所見.....	4

【目次】

1. 審議の対象とする使用料等

① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

② 本答申において審議の対象とする使用料

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、必要に応じ別途審議会を開催し審議を行う）。

(使用料等)

	担当課	料金種別
1	施設所管課	使用料等の減免の判断基準

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では以下の益城町中期財政見通しと使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

①益城町中期財政見通し

益城町中期財政見通し
(R3.9月作成)

一般会計をベースに令和元年度決算を基に試算

【歳入】

(単位：百万円)

区分	R2 決算額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額	R9 見込額
町税、地方交付税等 (臨財債含む)	9,477	9,628	10,126	10,171	10,317	10,636	10,936	11,198
町債(臨財債除く)	6,288	5,132	4,257	2,620	1,308	915	441	87
国庫支出金等、 その他	18,424	8,510	5,471	5,366	5,011	5,110	4,639	4,187
歳入合計 A	34,189	23,270	19,854	18,157	16,636	16,661	16,016	15,472

【歳出】

区分	R2 決算額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額	R9 見込額	
義務的 経費	人件費	2,427	2,417	2,315	2,295	2,238	2,198	2,125	2,125
	扶助費	1,763	1,726	1,753	1,780	1,808	1,836	1,866	1,896
	公債費	1,602	1,930	2,118	2,238	2,515	3,186	3,546	3,861
	うち復旧分	(668)	(931)	(970)	(991)	(1,163)	(1,447)	(1,799)	(1,964)
投資的経費	14,655	9,767	6,897	4,696	2,980	2,737	1,697	770	
うち復旧分	(11,570)	(4,626)	(3,570)	(1,641)	(70)	(40)	(8)	(0)	
その他の経費	12,278	7,610	7,493	7,495	7,371	7,233	7,135	7,156	
歳出合計 B	32,725	23,450	20,576	18,504	16,912	17,190	16,369	15,808	

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
財源不足額 (A-B) C	1,464	▲ 180	▲ 722	▲ 347	▲ 276	▲ 529	▲ 353	▲ 336

【試算結果を踏まえて】

- 益城中学校災害復旧事業完了、役場庁舎・複合施設復旧事業が残る。
- 熊本地震関連の償還が本格化する令和2年度以降、公債費が増加。
- 前回試算時よりも復興にかかるまちづくり・にぎわいづくり関連事業費の増加もあり、R3年度以降財源不足が見込まれる。その対策として、財政調整用基金繰入、事務事業の見直しによる歳出削減を行う。
- 財源不足を解消するため、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組むとともに、負担金や使用料等の見直し、ふるさと納税の拡大等更なる収支改善に向けた対策を実施しながら、引き続き国・県に対して財政支援を要望していく。

② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

上記の財政見通しの内容を踏まえつつ、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に則った以下の4つの方針を基本的な視点とし審議を行った。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

以上のような審議を踏まえ、当審議会としては、審議対象となっている使用料等の減免の判断基準について、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

[使用料の減免の判断基準]

使用料等の減免の判断基準案については適当と判断する。

使用料等の減免の判断基準案は別紙のとおり

附帯意見

1) **今回策定した「使用料等の減免の判断基準」へのスムーズな移行を図ること。**

すべての施設所管課が今回策定した「使用料等の減免の判断基準」をもとに、スムーズに移行、運用できるよう、配慮すること。また、各団体に対しては、混乱が生じないように、丁寧に説明を行うこと。

2) **受益者負担の原則を目指し、検討を継続すること。**

将来的には、50%減額をなくし、支援団体等に対する支援については、補助金に一本化するよう、検討を継続すること。

4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- ・ デジタル化を推進し、施設利用の見える化を図り、空き時間の利用促進を図ること。また、オンライン決済の導入により、利用者の利便性を向上させること。
- ・ 支援団体への補助金については、成果志向型となるよう、補助のあり方についても検討すること。

以上の点について取り組み、今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、より質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。

「使用料等の減免の判断基準」(案)

別紙

区分	項目	利用内容	補足説明	減免の判断	空調・夜間照明料※
免除	(1) - ①	町及び教育委員会が主催又は共催等するとき。		町及び教育委員会の主催事業は公益的活動であるため免除とする(規則に規定)。また、特に公益性が高いと認め、町及び教育委員会が共催事業としたものも同等の扱いとする。利用申請の際は、町の各課を通して行う。	免除
	(1) - ②	町議会が主催行事に使用するとき。	町議会主催の研修会、町政報告会等で使用するとき。	公益的活動であるため免除とする。	免除
	(1) - ③	行政委員会、法令等に基づき町が設置する附属機関、審議会、実行委員会、行政嘱託区等が主催し、本来の任務である行政施策・事務事業を遂行するために施設を使用するとき。	行政嘱託区が使用する場合は、嘱託区全体行事のみ対象とする。	公共団体が設置しているもので、公益的活動とみなし免除とする。	免除
	(1) - ④	町立の幼稚園、保育所、小中学校が授業及び主催する研修会等で、教育目的の行事に使用するとき。	全校規模の行事を対象とし、学年、クラス単位の行事を除く。	教育的な見地から免除とする(規則に規定)。利用申請の際は、各学校を通して行う。	免除
	(1) - ⑤	災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させるとき。			免除
	(1) - ⑥	町内の中学校部活動及び、スポーツ少年団等(小学校部活動受入団体等)の活動の一環として使用するとき。	町外参加者を含む部活動、少年団合同練習・試合については、対象外とする。	教育的な見地から免除とする(規則に規定)。利用申請の際は、各部活動担当職員及び少年団代表者が行う。	減免なし
	(1) - ⑦	指定管理者等に管理の業務を行わせている施設においては、当該指定管理者が実施する自主事業で使用するとき。	指定管理等の業務を行っている、施設を対象とする。	協定等の内容に沿って実施される内容の事業であるため、免除とする。	免除
50%減額	(2) - ①	非営利の団体が、町民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、スポーツ・レクリエーション大会」などで、その内容が広く町民福祉等の向上に寄与すると認められるとき。	NPO法人を含む非営利団体による全町民を対象とした公益性の高い事業、総合型地域スポーツクラブによる目的に合った使用など。	参加者からの受講料等徴収の有無にかかわらず、広く住民福祉等の向上に寄与すると認められ、支援が必要と判断される場合に限る。	減免なし
	(2) - ②	町内の公益的団体及び益城町と協定等により協力体制を構築している団体が、施設を使用するとき。	協定を締結している団体の使用料は町内料金とする。 ※練習のみとし、大会(興行等)については対象としない。	町内の公益的団体が行う活動で、地域社会を支え、社会貢献度が大きいと判断される場合や、協定等の締結が成されている団体に限る。	減免なし
	(2) - ③	益城町を構成町とする上益城郡内の公益的団体が、町民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、スポーツ・レクリエーション大会」などで、その内容が広く町民福祉等の向上に寄与すると認められるとき。	上益城郡体育協会、上益城郡中体連等による、町民を含む広域の対象者に対する、公益性の高い事業を対象とする。	各構成町村等による負担金で運営される公益的団体が行う活動で、地域社会を支え、社会貢献度が大きいと判断される場合に限る。	減免なし
	(2) - ④	益城町内に通勤及び通学する個人及び団体が利用するとき。	使用料は町内料金とする。	利用申請の際は、町内への通勤通学が証明できる物を提示し申請する。	減免なし
減免なし	(3) - ①	区の町民や特定地域の町民に限定したもの		原則として、どの地域に居住する町民であっても平等に機会が得られるようにするため、居住地を要件とした減免はしないものとする。	減免なし
	(3) - ②	公益的団体のうち、利用形態が一部の利益にとどまり、他の町民への影響(公益性)が見いだせないもの。		公益的団体を構成する下部団体の部員、会員のみを対象としたものは減免しない。	減免なし
	(3) - ③	土地改良区、農協、商工会、NPO法人等が利用するとき。		それぞれ自立した団体であり、自らの団体の活動のために使用するものであるから、減免はしない。	減免なし
	(3) - ④	趣味等を目的とした、個人及び団体が利用するとき。		趣味等を目的とした、個人及び団体が利用する場合は減免しない。	減免なし
	(3) - ⑤	指定管理者に管理の業務を行わせている施設においては、当該指定管理者が、自社に関連した行事等を目的として施設を使用するとき。	基本協定書第4条(事業の内容)に定める以外の事業(指定管理施設に関係しない会議や、社内大会等のイベント等、自主事業とは判断できない事業)については、減免しないものとする。	指定管理者の自主事業として行う事業ではなく、自社の職員及び関係者等を対象としたものは減免しない。	減免なし

※ただし空調設備については、コインタイマー式のものは各団体の負担とする。